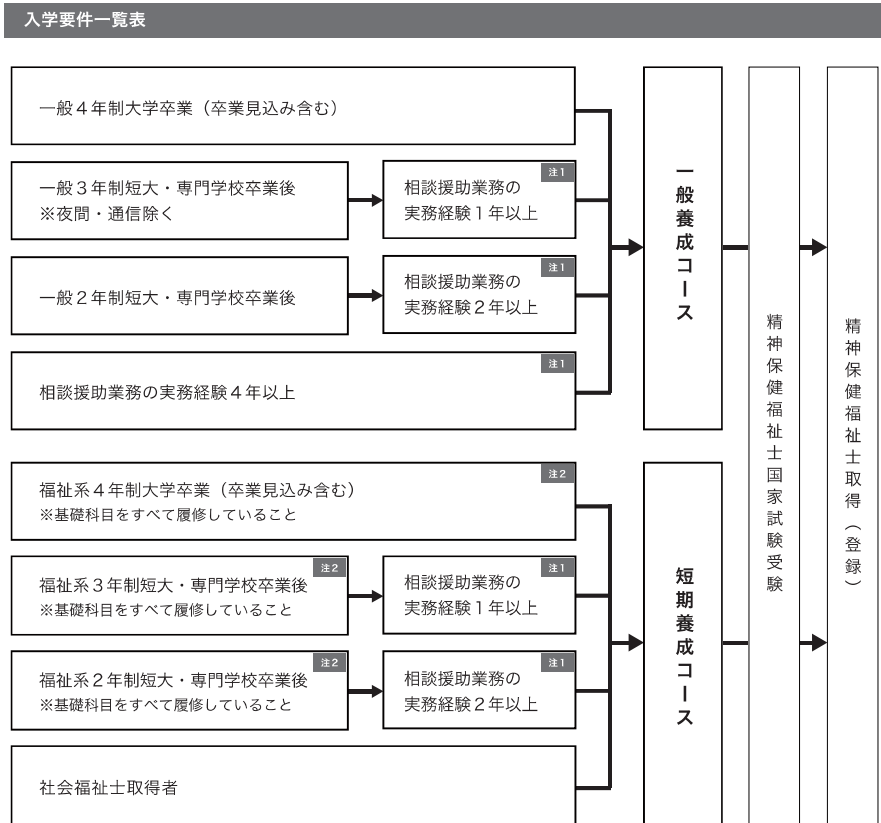


4. 精神保健福祉士通信科 入学要件

■入学要件について

本校精神保健福祉士養成課程では「一般養成コース」と「短期養成コース」を設置しており、各コースには入学要件があります。下表より該当の入学要件を確認してください。いずれも本校開講日前である2024年5月10日までに要件を満たしていることが必要です。

本課程修了により国家試験受験資格を取得することができます。



※国家試験の詳細は公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ (<http://www.sssc.or.jp/>) にてご確認ください。

【現場実習の履修について】

相談援助業務の実務経験が1年以上ある場合、現場実習の履修はすべて免除対象となります。

相談援助業務の実務経験については、7ページの「相談援助業務の実務経験について」をご確認ください。

注1 相談援助業務の実務経験について

精神保健福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。

実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

実務経験については、本冊子21ページも必ず確認してください。

必要年数	6ページの「入学要件一覧表」で示されている必要年数を、2024年5月10日までに満たしていることが必要です。出願時点で必要年数に満たない場合でも、2024年5月10日までに満たす見込みである時は出願することができます。 ※該当施設設置者と雇用関係を有しており、該当施設の常勤者、もしくは労働時間が常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。
指定施設・職種	実務経験は対象になる施設・職種が指定されています。実務経験の対象になる施設・職種名は21ページを確認してください。該当の内容については、証明権者（該当の施設・事業所）が判断し「実務経験証明書」（24ページ）にて証明いただきます。
実務経験の認定	出願時に提出いただく「実務経験証明書」に基づき本校が審査を行ないます。
現場実習の履修	実務経験が認められた場合、すべての現場実習は免除となります。

注2 基礎科目履修について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「基礎科目履修」に該当する場合、下記の科目群を履修している必要があります。

履修状況は、基礎科目を履修した学校に直接ご確認ください。

出願時、履修した学校の書式にて証明された「精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書」が必要となります。

2012年4月1日以降の基礎科目	①「人体の構造と機能及び疾病」・「心理学理論と心理的支援」・「社会理論と社会システム」のうち1科目 ②「現代社会と福祉」 ③「地域福祉の理論と方法」 ④「社会保障」 ⑤「低所得者に対する支援と生活保護制度」 ⑥「福祉行政と福祉計画」 ⑦「保健医療サービス」 ⑧「権利擁護と成年後見制度」 ⑨「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」 ⑩「精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）」 ⑪「精神保健福祉援助演習（基礎）」
2009年4月1日～2012年3月31日の基礎科目	①「人体の構造と機能及び疾病」・「心理学理論と心理的支援」・「社会理論と社会システム」のうち1科目 ②「社会保障」 ③「低所得者に対する支援と生活保護制度」 ④「福祉行政と福祉計画」 ⑤「保健医療サービス」 ⑥「権利擁護と成年後見制度」 ⑦「精神保健福祉援助技術総論」
2009年3月31日以前の基礎科目	①「社会福祉原論」 ②「社会保障論」・「公的扶助論」・「地域福祉論」のうち1科目 ③「精神保健福祉援助技術総論」 ④「医学一般」 ⑤「心理学」・「社会学」・「法学」のうち1科目